

社会保険ひろしま

第929号

- 【ご案内】最低賃金の上昇により、週20時間以上働く短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険の加入要件に係る賃金要件を意識する必要がなくなります
- 【ご案内】社会保険料額情報や各種通知書の受け取りはオンライン事業所年金情報サービスが便利でおすすめ！
- 【ご案内】国民年金第3号被保険者が被扶養配偶者でなくなった場合は手続きが必要です
- 【ご案内】労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて
- 年金だより
- 電子申請サービスが始まります！
- マイナ保険証・資格確認書で医療機関を受診しましょう
- 令和8年度から生活習慣病予防健診が変更されます！
- ひろしま企業健康宣言 エントリー募集中



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和7年11月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		62,203	61,256
船舶所有者数		245	316
被保険者数	男性	509,431人	381,123人
	女性	356,684人	274,379人
	船員	3,098人	3,379人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内

最低賃金の上昇により、週20時間以上働く短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険の加入要件に係る賃金要件を意識する必要がなくなります

今般、全ての都道府県で令和7年度地域別最低賃金が時給1,016円を超えたことにより、週20時間以上働く場合は、所定内賃金が月額8.8万円以上となり、自動的に賃金要件を満たします。

そのため、従業員数51人以上の企業で、短時間労働者（勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満の者）が週20時間以上働く場合は、賃金要件以外の要件も満たした場合、「被保険者資格取得届」の提出が必要です。

▶ 働き方と健康保険・厚生年金保険の加入の関係（51人以上の企業で働く方 学生を除く）

時給 **1,016円以上** で、週 **20時間** 働くと、自動的に **月額賃金 8.8万円以上** → **健康保険・厚生年金保険に加入**

<加入要件チェック>

時給1,016円以上で働く方は、以下の3つの要件の全てに該当する場合、健康保険・厚生年金保険の手続きが必要です。

- 週の所定労働時間が**20時間以上**である
- 勤め先が従業員数**51人以上**の企業である
- 学生**ではない

ご案内

社会保険料額情報や各種通知書の受け取りはオンライン事業所年金情報サービスが便利でおすすめ！

『オンライン事業所年金情報サービス』は、毎月の社会保険料額等の各種情報・通知書をオンラインで受け取れるサービスです。以下の情報を一度の登録で定期的に受け取りできるほか、希望する情報だけをオンラインにすることができます。

名称	概要	メリット
保険料納入告知額・領収済額通知書	社会保険料を口座振替で納付する事業所に、当月の口座振替額と前月の領収済額をお知らせする通知書	紙で届く内容が電子データで受け取れるため、ペーパーレス化できます。
社会保険料額情報	月末に納付していただく社会保険料の見込額の情報	社会保険料額を、毎月20日頃に郵送する紙の通知より先に知ることができます。
保険料増減内訳書	保険料の増減に該当する被保険者、増減となった理由および増減額の情報	資格取得届等の提出により、前月と当月の社会保険料額に増減が生じた場合に、増減の理由や対象の被保険者を確認することができます。
賞与保険料算出内訳書	被保険者ごとの賞与保険料の情報 賞与支払届の提出があった場合に作成	賞与支払のあった被保険者ごとに保険料の確認ができるため、通常の社会保険料と区別し、賞与保険料の計算に利用できます。

サービス開始から、累計**16.8万**以上の事業所が利用しています。

累計利用事業所数 **16.8万社**

ご登録方法はカンタンです！こちらからご確認ください

日本年金機構 オンライン事業所年金情報サービス

検索



https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html



ご案内 国民年金第3号被保険者が被扶養配偶者でなくなった場合は手続きが必要です

国民年金第3号被保険者が、厚生年金保険に加入している方（国民年金第2号被保険者）の被扶養配偶者でなくなった場合は、国民年金第3号被保険者非該当の手続きが必要です。
 手続きについては、国民年金第2号被保険者が勤務する事業所（事業主）または健康保険組合等を経由し、下表のとおり速やかに行ってください。

<国民年金第3号被保険者が被扶養配偶者でなくなった場合の手続き>

被扶養配偶者でなくなるケース	国民年金第2号被保険者が加入している健康保険	
	健保組合、国保組合、共済組合	全国健康保険協会
・国民年金第3号被保険者の年間収入が130万円（障害者の場合は180万円）以上見込まれる場合 ・離婚等により生計維持関係がなくなった場合	国民年金第3号被保険者関係届を提出	健康保険被扶養者（異動）届を提出
・国民年金第3号被保険者が、就職等により厚生年金保険に加入し、国民年金第2号被保険者に該当した場合	手続き不要	健康保険被扶養者（異動）届を提出

ご案内 労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて

認定日が令和8年4月1日以降の被扶養者認定は、一定の要件を満たした場合、被扶養者の認定における年間収入を労働契約の内容により判定することもできるようになります。詳細は下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。



年金だより

年金委員会のご案内

【年金委員とは】

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用、保険料、給付等について、事業所や地域において啓発、相談、助言等の活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。
 年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2種類があり、ここでは主に事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。詳細は下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 等
活動範囲	主に事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ○ 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示、設置、配架 ○ 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 等

【職域型年金委員推薦のお願い】

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ推薦をお願いいたします。お問い合わせは、管轄の年金事務所までご連絡ください。

日本年金機構からのお知らせ特集ページ

日本年金機構 公式SNS

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



X (旧Twitter)



https://x.com/Nenkin_Kikou

Facebook



日本語

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>



英語・やさしい日本語

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>

2601 1017 001 (全国)



協会けんぽ

広島支部からのお知らせ

2026年

1月

加入者の皆様へお知らせいたしますようお願いいたします

電子申請サービスが始まります!

詳細については
こちら



令和8年1月13日からオンラインで各種給付金の申請ができる電子申請サービスが始まります。

安心

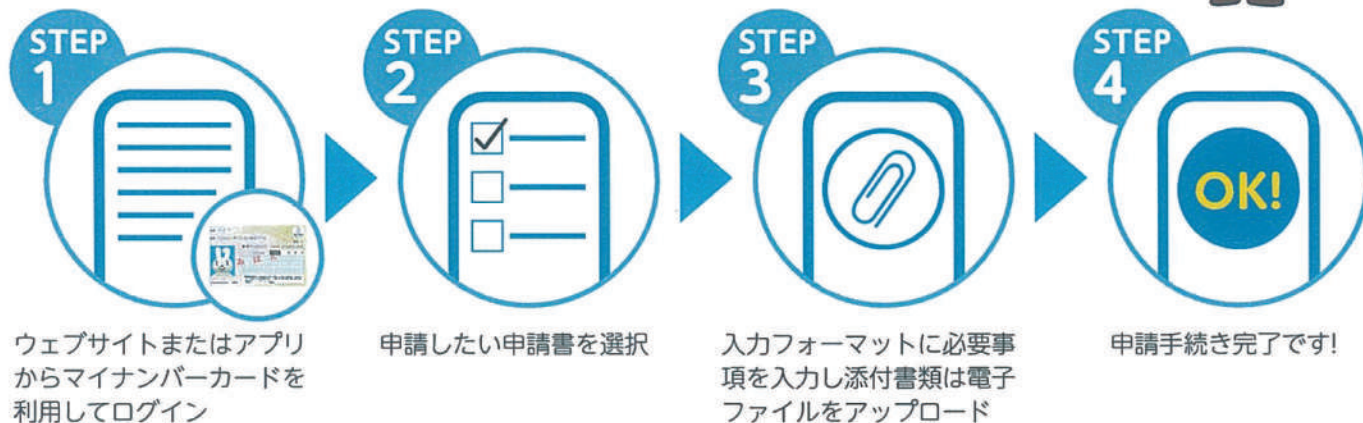
- システムチェックにより、**記載漏れなどのミスが防げます。**
- 制度の詳細やよくある質問を画面上で確認しながら入力できるため、**正確に申請ができます。**

便利

- 郵送などにかかっていた**手間、時間、費用が削減できます。**
- スマホやPCから**申請後の処理状況が確認できます。**

スマホでもPCでも 4ステップでカンタン申請

ご利用可能時間は
平日 8時～21時です



令和8年1月下旬! ハイラス予定 → **けんぽアプリ**をぜひご利用ください!

すべての加入者様とつながるスマホアプリ「けんぽアプリ」をリリース予定です。けんぽアプリからも「電子申請サービス」を利用できるほか、あなたの健康に役立つ情報もお届けします。今後便利な機能も導入予定ですので、この機会にけんぽアプリをぜひご利用ください。

マイナ保険証・資格確認書で医療機関を受診しましょう

医療機関等を受診する際は、マイナ保険証をぜひご利用ください。マイナ保険証の利用登録がお済みでない方は、早めのご登録をお願いします。

※マイナ保険証をお持ちでない方は資格確認書での受診となります。

ご自身のマイナンバーカードが
マイナ保険証として利用登録されているか確認したい時は…

▶ スマホアプリ「マイナポータル」の「健康保険証」から確認できます。



マイナ保険証の
利用方法について
はこちら



令和8年度から生活習慣病予防健診が変更されます!

生活習慣病予防健診 被保険者(ご本人)様

対象年齢
の追加

令和7年度まで

35歳～74歳

令和8年度から

20歳・25歳・30歳も対象に!!

※胃がん検診、大腸がん検診は除く
※自己負担額最高**2,500円!**

検査項目
の追加

問診・診察、身体測定、血圧測定、
尿検査、心電図検査

肺がん検診 (胸部レントゲン検査)
胃がん検診 (胃部レントゲン検査)
大腸がん検診 (便潜血反応検査)
乳がん検診 ※オプション・費用別
※40歳～74歳の偶数年齢の女性が対象
子宮頸がん検診 ※オプション・費用別
※36歳～74歳の偶数年齢の女性が対象

骨粗鬆症検診も追加可能に!!

※一般健診に追加して検査可能
※40歳～74歳の偶数年齢の女性が対象
※自己負担額最高1,390円

健診費用
の変更

一般健診(最高) ~~18,865円~~ → 自己負担額(最高) **5,282円**

一般健診(最高) ~~19,635円~~ → 自己負担額(最高) **5,500円**

わずか
28%の
負担

自己負担率に変更はありませんが、人件費の高騰や診療報酬の改定等を踏まえ、健診費用が増額となります。

さらに!

**人間ドック健診補助が
始まります!**

35歳以上の方の被保険者(ご本人)様が
対象の健診機関で人間ドックを受けると
定額25,000円の補助が受けられます

令和8年度の健診のご案内をお送りします

被保険者(ご本人)様の
生活習慣病予防健診

→ 令和8年3月中旬に
事業所様あて

被扶養者(ご家族)様の
特定健診

→ 令和8年4月初旬に
ご自宅あて

ひろしま企業健康宣言 エントリー募集中

エントリー
されると

エントリー数は**5,347事業所**(令和7年10月31日時点)となっており、参加したことによるメリットを感じる声が多数あがっています!

健康宣言事業所の声

- 社員のモチベーション、健康意識アップ
- 企業のイメージアップ
- 人材確保に役立つ

エントリー方法
はこちらから



**「健康づくり講座」が無料で
受講できます!**

- メンタルヘルス
- 生活習慣病予防
- 睡眠の質
- 女性の健康課題
- 運動

※先着順のため上限に達した場合
受付終了させていただきます。

大人気
残りわずか!

協会けんぽ広島支部からのお知らせ
(2026年1月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市南区松原町2-62 広島JPビルディング15階

お問合せ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30～17:15
※おかけ間違いにご注意ください

今月の
TOPICS

協会けんぽ広島支部

LINE公式アカウントを開設しています!

健康づくりや健康保険制度に関する情報を月2回
程度配信しています。この機会に是非友だち追加
をお願いします!

LINE ID
@kenpo_hiroshima

友だち追加はID検索、
二次元コードから!

